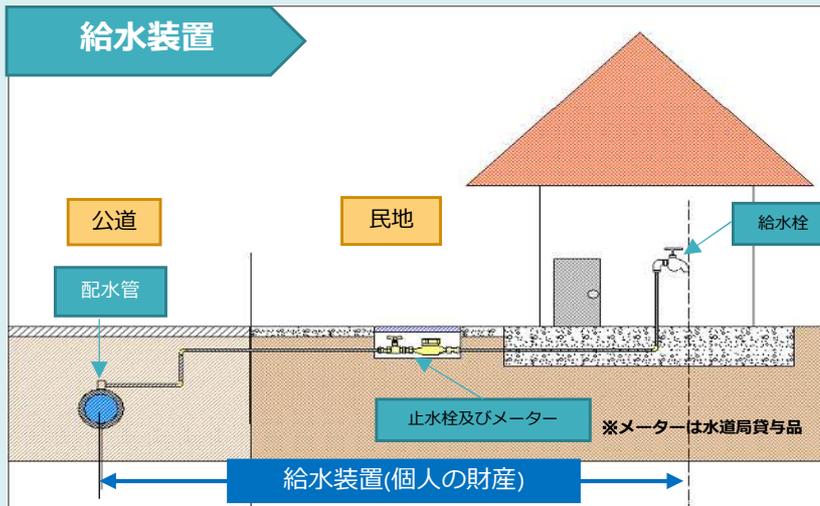


# 給水装置の所有者が変わった際は、 給水装置所有者変更届出書のご提出をお願いします。

## 給水装置とは？

道路に入っている水道管（配水管）から分岐して、ご家庭まで引き込まれた給水管、止水栓、給水栓（蛇口）、メーターなどの器具を総称して「給水装置」と呼びます。



給水装置の新設、改造など手を加える場合は、上下水道局への「工事申請」が必要です。

※「工事申請」は、静岡市上下水道局指定給水装置工事事業者しかできません。工事の際は、お近くの指定工事事業者にご相談ください。



**給水装置は所有者の財産であるため、所有者で維持管理をする必要があります。**  
老朽化した不要給水装置は漏水等のリスクがあるため撤去をお願いします。

## 給水装置の所有者変更について

土地、建物の売買・相続等に伴い給水装置の所有者が変更となる場合は、水道局へ「給水装置所有者変更届」の届出が必要となります。

(静岡市水道事業給水条例第19条より)

相続

土地売買



リフォーム等に伴い、給水装置の改造等行う際は、給水装置工事申請書の提出が必要です。  
お近くの指定工事事業者にご相談ください。

## 提出書類

### ① 給水装置所有者変更届

### ② 添付書類

以下のいずれかを添付すること

- ・3ヵ月以内の土地の登記事項証明書（全部事項証明書）
- ・土地の売買契約書
- ・その他 職員まで問い合わせをお願いします。

※郵送、メールでの提出はできません。直接、窓口へご持参ください。



様式は←のQRコードからダウンロード出来ます

所有者変更届の提出先は以下のとおりです。  
葵、駿河区の給水装置：水道建設・維持課(上下水道局4F)  
清水区の給水装置：水道事務所(清水区役所6F)

お問合せ：静岡市上下水道局水道部 水道建設・維持課(葵、駿河区) ☎054-270-9135  
水道事務所 (清水区) ☎054-354-2745

# (例)

様式第10号 (第29条関係)

## 給水装置所有者変更届出書

(宛先) 静岡市公営企業管理者

年 月 日

届出人	住所又は所在地	静岡市葵区七間町 15 番 1 号		
	氏名又は名称 及び代表者名	静岡水道株式会社 代表取締役 給水 太郎		
	電話	054-〇〇〇-〇〇〇〇		
給水装置 設置場所	静岡市葵区追手町 5 番 1 号	標識 番号	○ - ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
新所有者	住所 又は 所在地	静岡市葵区追手町 5 番 1 号		
	氏名又は 名称及び 代表者名	静岡総合株式会社 代表取締役 静岡 五郎		
旧所有者	住所 又は 所在地			
	氏名又は 名称及び 代表者名			
変更理由	相続・譲渡・売買・その他 (			
摘要	権利の取得等 (登記簿謄本、売買契約書) を証する書類			
	登記簿謄本 (登記事項証明書) について ・土地の全部事項証明書の提出をお願いします。 (建物、要約書では受付できない場合があります) ・権利部 (所有権に関する事項) は、全ページ提出をお願いします。 ・出力日が提出日からさかのぼって3か月以内の書類の提出をお願いします。 ・インターネットの登記情報サービスで出力した書類でも構いません。 売買契約書について ・売主、買主等を確認します。金額等は消してくださって構いません。			

証する添付書類として上下水道局で保管します。  
原本の写しで構いません。